9 統括原子力運転検査官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち保安検査（原子炉等規制法第六十七条の二第三項に規定する検査をいう。）に関するものを助ける。	［項を加える。］
附　則	**附　則**
（監視情報課上席放射線防災専門官の設置期間の特例）	（監視情報課地方放射線モニタリング対策官の設置期間の特例）
2 第十八条第一項の上席放射線防災専門官のうち一人は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。	2 第十八条第一項の地方放射線モニタリング対策官のうち一人は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。
（長官官房首席技術研究調査官の設置期間の特例）	（長官官房首席技術研究調査官の設置期間の特例）
3 第十九条第一項の首席技術研究調査官のうち四人は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。	3 第二十条第一項の首席技術研究調査官のうち四人は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	